

番号	1 (1)
項目	学習指導要領の特別活動の中の儀式的行事では「厳粛」であることが規定されていますが、この規定の理由は何ですか。大日本帝国憲法下の学校儀式は、天皇のため、国のために尽くす皇国臣民の育成を目的としたものでした。そのために厳粛さが重視されていましたが、その反省の下に制定された日本国憲法の下では、卒業式に厳粛さを求めるべきではないと考えます。教育委員会の見解を求めます。
	(回答) 文部科学省作成の学習指導要領 第6章特別活動 学校行事 2内容(1)に「厳粛」であることが規定されている理由に関しては、文部科学省作成の学習指導要領に関する内容のため、お答えできません。 大阪市教育委員会といたしましては、卒業式は学習指導要領に基づき、各学校において適切に指導されるものと認識しております。
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	1 (2)
項目	卒業式を卒業証書授与式と称している学校がありますが、それは許されるという見解ですか。その理由についても明らかにしてください。また、卒業式を卒業証書授与式と呼んでいる学校は、何を根拠としているのでしょうか。教育委員会の見解を示してください。
(回答) 卒業式に関する大阪市教育局からの通知は、「卒業式・保育修了式実施日について」及び「卒業式及び入学式における国旗掲揚・国歌斉唱について」となります。 また、文部科学省作成の学習指導要領 第6章特別活動 学校行事 2内容に、全ての学年において、全校又は学年を単位として、次の各行事（（1）儀式的行事（2）文化的行事（3）健康安全・体育的行事（4）遠足・集団宿泊的行事（5）勤労生産・奉仕的行事）において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して指導すると記載されております。 名称に関しましては、文部科学省から名称を限定させるような通知はなく、本市においても通知しておりません。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	2 (1)
項目	「君が代」指導にかかわって、大阪市教委は、学習指導要領にない「君が代」の歴史は教えるべきではないという見解ですか。
(回答) 大阪市教育局といたしましては、学校教育法等に基づき、各校で教育課程を編成する際の基準を定めた学習指導要領に則り、各学校において適切に指導されるものと認識しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	2 (2)
項目	子どもの権利条約 12 条、13 条、14 条からすると、「君が代」の歴史や歌詞の意味の変遷について、正しく情報提供しない場合は子どもの権利条約違反になるのではないですか。また、「君が代」を起立・斉唱したくないと申し出た児童・生徒に対して、卒業式の成功や周囲の人の迷惑等を理由として、起立・斉唱を迫る行為は子どもの権利条約違反だと思いますが、見解を求めます。
(回答) 大阪市教育委員会といたしまして、学習指導要領に基づき、各学校において適切に指導されるものと認識しております。 また、国歌斉唱の指導については、児童・生徒に対し起立・斉唱を迫る行為の指導等は行っておりません。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186